

公表日:2023年7月1日

| 社員区分 | 男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割) |
|----------|--------------------------------|
| すべての社員 | 79.4% |
| 正社員 | 84.5% |
| 契約・短時間社員 | 85.5% |

対象期間:令和4年事業年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

対象賃金:基本給、諸手当、超過勤務手当、賞与等を含み、退職金、通勤手当を除く。

正社員:出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者は除く。

契約・短時間社員:嘱託社員、契約社員、パートタイム、アルバイトを含み、派遣社員を除く。

※正社員の労働時間を基準に時間換算しています。

差異についての補足説明:男女の構成比について

| | |
|-----------|------------------|
| すべての社員 | :男性44.5% 女性55.5% |
| 正社員 | :男性58.0% 女性42.0% |
| 契約・短時間社員 | :男性32.3% 女性67.7% |
| 管理職 | :男性82.5% 女性17.5% |
| 家族手当支給対象者 | :男性80.7% 女性19.3% |

①女性の管理職比率が低いため、格差が生じています。今後は女性の管理職登用を計画的に推進します。

②女性の家族手当支給比率が低いことも格差の要因となっています。

③契約・短時間社員について、相対的に賃金が高い嘱託社員に男性比率が多いため格差が生じていると考えられます。

④すべての社員における男女の賃金の差異は、契約・短時間社員の男女構成比が影響しています。